

# 町営住宅

入居者募集!!

募集  
期間

5月7日(火)から5月20日(月)まで

〔 21日以降に空室があれば6月28日(金)まで募集継続 〕

募集状況は、ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

一般世帯向け

緑ヶ丘 1戸 (1DK  
1号棟 205号)  
深日 マンションタイプ

小田平 2戸 (3LDK  
1602・1802号)  
多奈川 戸建て (2戸1棟) タイプ

新婚・子育て世帯向け

緑ヶ丘 1戸 (3DK  
1号棟 208号)  
深日 マンションタイプ

小田平 1戸 (3LDK  
1102号)  
多奈川 戸建て (2戸1棟) タイプ

募集  
住戸

家賃  
など

小田平の場合 (一例)

家賃 18,700円~ (月額)

※光熱水費別  
※平野北は浄化槽使用料別途必要  
※緑ヶ丘は共益費・駐車場代別途必要

※家賃は収入に応じて決定します。特に収入が低い場合などは減額される場合があります。

敷金 56,100円~ (家賃3か月相当分※入居時)

## 主な申込み条件

- 現在、住まいに困っている方。  
※持家のある方、町営住宅にお住まいの方は、原則申込みできません。
- 岬町営住宅条例で規定されている収入基準に適合する方。
- 家賃の支払い能力がある方。(税金等の滞納状況等について別途審査します)
- 連帯保証人を確保できる方。 ●応募者及び同居者が暴力団員でないこと。
- 応募者が日本国籍を有する方、又は外国人で中长期在留者、特別永住者であること。
- 入居しようとする人数が住戸タイプ別入居人数基準以上である方。  
※原則1人で3LDKなどの大きな部屋への申込みはできません。  
※同居者のない1人(単身)の方は、別に定める要件を満たす必要があります。
- 結婚届出2年以内の方。入居日までに入籍予定の方。【新婚世帯の要件】
- 同居者に、中学生以下の子どもがいる方。【子育て世帯の要件】

詳細は  
募集案内 または  
ホームページ  
をご覧ください



## 募集案内 (入居申込書) 配付場所

役場 建築課、淡輪公民館、ピアッツァ5、道の駅みさき、道の駅とっとパーク小島、  
大阪府住宅相談室 (府庁別館1階)

## 入居申込書の提出先・お問合せ先

岬町 都市整備部 建築課 住宅管理係 ☎072-492-2736

執務時間 午前9時~午後5時30分 ※土・日・祝祭日除く

お問合せの際は「町営住宅 入居申込みの件」とお伝えください

掲示終了  
R6/5/20



令和6年5月1日

住民のみなさまへ

岬町長 田代 堯

# 第15回 みさきタウンミーティング

みらいを想い・さあ共に・きぼうを語ろう・町長と！

## あなたの声を町長に届けてみませんか？

タウンミーティングは、町の抱える重要課題や住民生活に及ぼす影響が大きい事柄について、町と住民の皆さまが問題意識を共有して意見交換を行うことを目的としております。



### ●テーマ

- ・まちの財政について
- ・福祉（子育て・高齢者）施策の取り組みについて
- ・教育環境の充実について
- ・新たなみさき公園について
- ・企業誘致の取り組みについて
- ・移住・定住の支援について など

※開催日は裏面をご覧ください。

※会場内へのカメラ、録音機器等の持ち込みは禁止させていただきます。

町長に  
聞いてみたい  
事がある！

どんな事業に  
取り組むの？



### ▶問合せ

まちづくり戦略室

企画政策推進担当

☎ 492-2775

## タウンミーティング開催日程

※ご都合のいい会場にご参加ください。

日 程		開 催 場 所
5月10日(金)	19:00~	16区集会所
5月11日(土)	18:00~	深日会館
5月12日(日)	18:00~	望海坂第一集会所
5月17日(金)	19:00~	住民活動センター
5月18日(土)	18:00~	青葉台みさき台集会所
5月19日(日)	18:00~	たんのわ海浜会館
5月21日(火)	19:00~	孝子小学校
5月23日(木)	19:00~	文化センター
5月25日(土)	18:00~	17区集会所
5月26日(日)	18:00~	さくら会館
5月28日(火)	19:00~	石橋集会所
5月29日(水)	19:00~	池谷集会所
6月1日(土)	18:00~	港会館
6月2日(日)	18:00~	小島集会所

※各回とも1時間30分~2時間程度を予定しています。

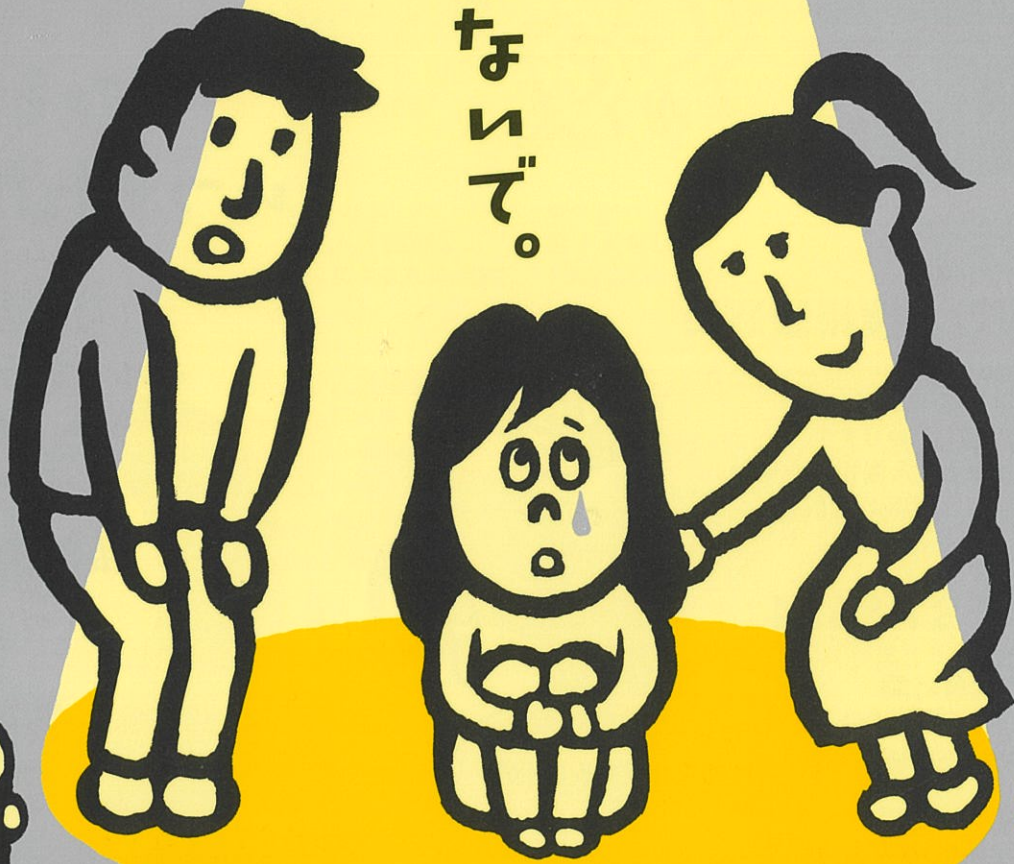




# ミス"CAPE

Vol. 32

ひとり  
抱え込  
まな  
いで。





## 女性の人権相談窓口

配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性の人権問題に関する相談窓口です。

### ●大阪府女性相談センター

☎ 06-6949-6022

☎ 06-6949-7890 (夜間・祝日DV電話相談)

■相談受付時間  
9時～20時 祝日年末年始を除く

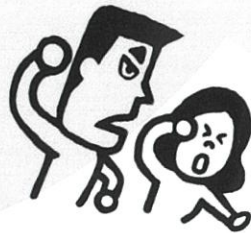
### ●女性の人権ホットライン〈法務省〉

☎ 06-6949-6022 [全国共通]

■相談受付時間  
平日8時30分～17時15分  
インターネットでの相談も受け付けています。



詳しくはこちら



女性の人権問題で悩んでいるときは…

## 職場のハラスメント相談窓口

職場のハラスメント(セクハラ、パワハラ、いじめ等)を含むさまざまな労働問題についての相談ができます。

### ●大阪府総合労働事務所南大阪センター

☎ 072-273-6100

☎ 072-273-6321 (セクハラ専用)

■相談受付時間  
平日9時～17時45分 祝日年末年始を除く



職場のハラスメントで困ったときは…



## 子どもの人権110番〈法務省〉

「いじめ」、虐待など、子どもの人権問題に関する専用相談電話です。「まわりで困っている人がいる」という相談でも構いません。

☎ 0120-007-110 [全国共通・通話無料]

■相談受付時間 平日8時30分～17時15分  
インターネットでの相談も受け付けています。



詳しくはこちら



子どもの人権問題で悩んでいるときは…

## 大阪府の人権相談窓口

大阪府では専門の相談員による相談窓口を開いております。府民の皆さんからの人権相談を受け、その課題に応じた情報の提供や相談機関の紹介を行います。

☎ 06-6581-8634

■平日相談受付時間  
8時30分～17時15分  
祝日年末年始を除く

■夜間相談受付時間  
火曜日17時30分～20時  
祝日年末年始を除く

■休日相談受付時間  
毎月第4日曜日  
9時30分～17時30分



詳しくはこちら



国や大阪府で人権相談を受けることができます



## 国の相談窓口

差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局につながります。

### ●みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

■相談受付時間 平日8時30分～17時15分

詳しくはこちら



岬町でも人権相談を受けることができます。

岬町にはさまざまな相談窓口があります。どんなことでもお気軽にご相談ください。

ひとりじゃなによ。  
いつもわたしたちがいるから。

ひとりで悩んでいませんか。  
どんな悩みでも寄り添ってくれる人、  
場所があります。  
まずは、あなたの悩みを  
私たちに話してくれませんか。

相談窓口・内容	相談受付時間	予約・問合せ
法律相談	第2・4水曜日 14時～17時	第2庁舎1階会議室 企画地方創生担当 ☎ 072-492-2775
人権擁護委員による人権相談	第1火曜日 13時30分～15時	住民活動センター 人権推進課 ☎ 072-492-2773
人権協会による人権相談	火・木曜日(祝日は除く) 9時～16時 (12時～13時は除く)	文化センター 岬町人権協会多奈川事務所 ☎ 072-492-3270
	月・水・金曜日(祝日は除く) 9時～16時 (12時～13時は除く)	岬町交流センター 岬町人権協会淡輪事務所 ☎ 072-494-1508
総合生活相談	月・水曜日(祝日は除く) 9時～16時 (12時～13時は除く)	文化センター 岬町人権協会多奈川事務所 ☎ 072-492-3270
	木・金曜日(祝日は除く) 9時～16時 (12時～13時は除く)	岬町交流センター 岬町人権協会淡輪事務所 ☎ 072-494-1508
地域就労支援相談	月・水・木・金曜日(祝日は除く) 9時～16時 (12時～13時は除く)	文化センター 岬町人権協会多奈川事務所 ☎ 072-492-3270
	月・火・木曜日(祝日は除く) 9時～16時 (12時～13時は除く)	岬町交流センター 岬町人権協会淡輪事務所 ☎ 072-494-1508



# 話すと力をもらえる場所がある

相談窓口をうまく活用するために

## 相談窓口を活用するメリット

- メリット 1** 自分の悩みや困りごとの整理ができる  
頭の中で考えていることやモヤモヤした気持ちを言葉にして誰かに話すことは、自身が今困っていること、悩んでいることを整理する助けになります。
- メリット 2** 制度やサービスの詳しい情報が得られる  
相談窓口の職員は、日頃から相談に来られた人に役立つ制度や情報を集めています。最新の詳しい情報を得るために相談窓口を活用することもおすすめです
- メリット 3** 解決策を一緒に考えてもらえる  
相談員は、役立つ情報の提供だけでなく、相談に来られた人と一緒に解決策を考えてもらうことができます。自分ひとりでは思いつかなかった策が思いつくかもしれません。

## 相談窓口を活用するポイント

### 相談窓口を知る

都道府県や市町村には、さまざまな相談窓口があります。お住まいの地域にどのような相談窓口があるかを知ることに加えて、電話やSNSなど全国どこからでも相談ができる窓口があることも覚えておきましょう。

### 自分の悩みや困りごとに合った相談窓口を選ぶ

- ・どんな方法で相談したいか(対面・電話・メール・SNSなど)
  - ・いつ相談したいか(平日や土日祝、昼、夕方、深夜など)
- 自分自身に合った方法や日時に活用できる相談窓口を見つけておきましょう。相性もありますのでひとつに限らず、複数の相談窓口を把握しておく、より心強いでしょう。

## 多様な相談方法

### 対面相談

顔を見て話せるのが特徴で、相談員が相談に来られた人の表情や様子を汲み取ってお話ができます。

### 電話相談

「顔を出すことには抵抗がある」「顔を見て話すことが苦手」といった人でも利用しやすいことが特徴です。

### SNS相談

対面や電話での相談にためらいがある人も気軽に、場所を問わず、基本的には匿名で相談できます。

“ミズCAPE”とは“岬の女性”という意味です。



# 岬町農産物特産品化支援事業補助金

## 1. 農産物特産品化支援事業補助金とは

農業者の高齢化等による担い手不足や遊休農地が増加している現状を踏まえ、岬町内で栽培される農産物を活用し、ふるさと納税謝礼品の拡充、販路開拓などを促進し、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

## 2. 補助額

**補助対象経費の10分の10以内、最大20万円**

## 3. 補助対象事業の要件

▼補助対象者 次(1)～(3)にいずれにも該当する方

- (1) 本町内で農産物を生産する農業者又は農産物の特産品化に意欲のある個人若しくは団体。
- (2) 本町が賦課する町税及び町税外収入金の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは岬町暴力団等の排除に関する条例(平成24年岬町条例第18号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

▼補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、ふるさと納税謝礼品としての活用や販売を前提とした農産物の作付であって継続性が見込めるものとする。

▼補助対象経費

- (1) 農作物の生産に要する経費
- (2) 農作物等の生産に必要な知識や技能の習得に要する経費
- (3) 農作物の収穫に要する経費
- (4) 農産物の出荷に要する経費



【問合せ先】

岬町都市整備部産業観光促進課産業振興係  
TEL : 072-492-2749 FAX : 072-492-5422  
MAIL : sangyou@town.osaka-misaki.lg.jp

住民のみなさまへ

岬町長 田代 堯

## 「岬町環境美化行動の日」の参加について

毎年6月の環境月間において、本町では6月の第1日曜日を「岬町環境美化行動の日」として、全町一斉に公共エリアの清掃活動を実施しています。

本年も、下記のとおり実施しますので、住民のみなさま方の積極的なご参加をお願いいたします。

### 記

1. 実施日時等 令和6年6月2日（日）午前8時から午前11時頃まで  
※午前7時現在で降雨の場合は、翌週6月9日（日）に順延します。6月9日も降雨のときは、本年度は中止します。清掃の開始及び順延・中止のときは、町内放送にてお知らせします。
2. 注意していただきたい事項
  - ① 公共スペースの清掃活動ですので、家庭のごみや庭木を剪定した枝葉などは出さないでください。
  - ② ごみは午前11時頃までに各自治区指定の集積場所に出してください。
  - ③ 急斜面や高所など、危険な場所での草刈りはしないでください。
  - ④ 刈った草は袋に入れてください。袋に入らない場合は、紐でまとめて縛るなど、積込作業が円滑に行えるようご協力をお願いします。
  - ⑤ 当日は交通渋滞の影響により、収集が翌日以降になる場合があります。
  - ⑥ 水路清掃の土砂などは土のう袋に入れて、水を切った後、各自治区指定の土のう集積場所に出してください。  
土のう袋は、美化行動日の翌日から収集しますのでご了承ください。  
（収集には、3日間程度かかります）

(問い合わせ先)

●ごみ収集について

しあわせ創造部 生活環境課 電話 492-2714 (直通)

●土のう袋収集について

都市整備部 土木課 電話 492-2744 (直通)



# 社協会員募集のお願い

岬町社会福祉協議会では、本年も6月を強化月間として、社協会員募集を実施します。本年も岬町の地域福祉の進展を願って、皆さまの温かいご支援ご協力をお願い申し上げます。

会員会費は、多様化・高度化する福祉ニーズに対応し、より地域に根ざした活動を展開するため欠かせないものとなっています。

## 会 員 制 度

名 称	一 般 会 員	特 別 会 員	組 織 構 成 会 員
種 別	個 人	法人・事業所等	社会福祉活動を行う 団体・機関・事業者
会費額	1口 1,000円	1口 10,000円	1口 5,000円
目 的	社協の趣旨・目的・ 事業に賛同し、財政面 で社協を応援していた だけの個人	社協の趣旨・目的・ 事業に賛同し、財政面 で社協を応援していた だけの法人・事業所等	社協の趣旨・目的・ 事業に賛同し、社協の 基本的な構成員とな り、社協の事業を決定 する理事会、その議決 機関である評議員会 の選出母体となる。

一般会員募集には、自治区長（自治区）、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティアの方々のご協力のもと、会員募集を行います。

本年度におきましても、可能な範囲でご支援・ご協力、ご参加頂ければ幸いです。

（裏面へ続きます）



# 《社会福祉協議会の主な事業内容》

## 福祉総合支援相談事業

- ・心配ごと相談や介護・こころの病相談等、各種の相談事業を行っています。

## 小地域ネットワーク活動

- ・いきいきサロン・コミュニティカフェや見守り活動、キッズEyeぼらんていあ活動等を行っています。

## 岬町ボランティア住民活動支援センター

- ・ボランティアや住民活動の拠点として、支援を行っています。

## 日常生活自立支援事業

- ・判断能力が不十分な方々が、自立した生活を送れるように支援しています。

## 在宅福祉サービス事業

- ・移送サービスや福祉機器貸出等を行い、在宅生活の向上を支援しています。

## 介護予防・自立支援事業

- ・「生きがい」と「やる気」につながる介護予防事業や介護しているご家族の方々の支援、認知症カフェ・サロン、生活支援型多機能バス「結号」の運行を行っています。

## 福祉資金貸付事業

- ・安定した生活を送れるよう福祉資金の貸付を行っています。

## 精神保健福祉推進事業

- ・精神障がい者の偏見、差別を軽減し、社会参加や就労を支援しています。

## 福祉教育・地域福祉共育の取組

- ・淡輪・深日・多奈川小学校、岬中学校を福祉協力校に指定し、日常の家庭・学校・地域生活に根ざした、生涯学習の視点に立った福祉教育を推進しています。

## その他の活動

- ・大規模災害発生時の被災地支援活動や災害ボランティアセンター整備など防災・減災への取組み、岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進、緊急食料支援、各機関・団体・NPO等とも連携し活動しています。

## 地区福祉委員会活動

- ・町内には、4つの地区福祉委員会（淡輪・深日・多奈川・孝子）があり、より身近な地域での福祉課題に対して、住民自らがその解決方法を協議し、実践展開している組織です。この地区福祉委員会が、地域で福祉活動を行うための財源として、会員会費が使われています。**【一般会員会費の50%は、地区福祉委員会へ還元されています。】**